



〒530-0043 大阪市北区天満1丁目6番8号 六甲天満ビル801
管理職ユニオン・関西 TEL(06)6881-0781 FAX(06)6881-0782

第25回定期大会開催通知

2020年11月7日

執行委員長 北村庄司

組合員の皆さん

すでに機関誌でお知らせしている通り、第25回定期大会を開催します。

この1年は、昨年の活動方針の「はじめに」で掲げた4点を柱に活動してきました。それは、(1)労働組合と高齢者事業を結合した運動を追求します、(2)連帯ユニオン関西ゼネラル支部の組織拡大に協力する、(3)産別・業種別職種別組織の労働運動の推進に協力します、(4)組織内活動の強化をします、としました。

今年の3月からの新型コロナウイルス感染症によるパンデミック対応は、オリンピック開催にこだわった安倍政権の対応遅れとなりました。企業や学校など社会生活の規制や自粛ということが実施される中、連帯ユニオン関西ゼネラル支部共々、コロナを理由とする団交拒否を跳ね返し、事務所内での対策を決め外に対しては、緊急「休業・時短・解雇・雇止め」ホットラインなどを開催し、従来通りの事務所での活動を続けました。

組合員が集まる会合を中止したり、規模を縮小したりしました。

労働者や中小零細事業者・個人事業者の苦難の年となり、まだ続いています。

安倍から菅内閣に変わりましたが、モリ・カケ・桜に象徴されるお友達政治の事実と責任を覆い隠し、解決済みとする対応は変わりません。民意無視、一層の規制緩和と「働き方改革」の政治は、格差の拡大となると思います。

関西生コン支部への弾圧が続いています。憲法28条、労働組合法の刑事免責をないがしろにする警察・検察・裁判所の攻撃です。引き続き支援します。

定期大会では、この1年間の活動の実行を確認し、次の1年の活動方向を確認しま

す。今大会では、専従書記長の交代準備の問題も検討する予定です。

以下の要綱で、第25回定期大会を開催することを通知します。

組合員の皆さん、大会出席の準備をお願いします。

記

日時:2020年11月29日(日) 午後1時30開場 2時開会～4時30分

大会終了後、事務所にて懇親会 午後5時～7時予定

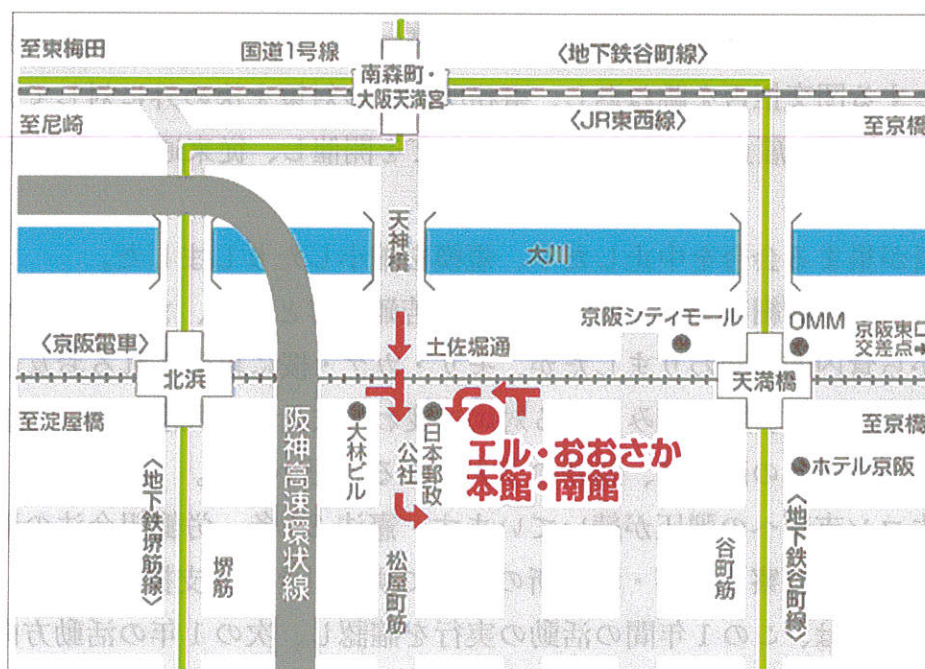
場所:エルおおさか南101(大阪市中央区)

地下鉄谷町線、京阪電車「天満橋」下車、土佐堀通を西へ5分

- 大会議案の概要
- 1、活動総括案、決算報告、会計監査報告
 - 2、活動方針案、会計予算案
 - 3、ストライキ権確立提案
 - 4、役員候補者の紹介
 - 5、上記3、4項の投票説明
 - 6、大会宣言提案 など

定期大会までの日程

- 11月 7日(土) 機関誌発行(大会出欠はがき、郵送物の同封)
13日(金) 臨時執行委 大会議案決定、役員推薦
16～21日 役員・執行委員立候補期間
21日(土) 執行委員会 会計決算、予算案の決定
29日(日) 第25回定期大会



【解決報告】

介護現場で受けた暴行事件処理



必死のパッチ老人

以前、私はこの組合機関誌において 65 歳定年退職後の再就職体験談を載せました。そしてその就職先の知的障害を持った方の介護施設に勤めて約 1 年半経った今年の 9 月中旬に事件が起きました。

それはショートステイ施設の支援業務中での出来事です。利用者が立ち入り禁止区域の調理場に強引に侵入しようとしたため、これを制止しようとしたところ逆上した利用者から一方的な暴行(肘打ち)を受け、左胸部に打撲傷を負ったというものです。この暴行事件により私は病院で治療を受け、また休業を余儀なくされたのです。これは事件の性格上「労働災害」になりますが、施設側の動きは大変鈍く治療費やら休業補償を申し出てもなかなか対応する気配が感じられなかった為、ついに私の堪忍袋の緒が切れました。団体交渉です！！

早速、施設本体の会社社長宛てに組合員通知書と団体交渉申入書を送付したところ、慌てた様子で会社の顧問弁護士から組合事務所に団体交渉の場を持つとの返事がありました。

交渉当日は会社側からは顧問弁護士と施設の管理者の 2 名が事務所に来所し、組合側は仲村書記長と私の 2 名で交渉に臨みました。

交渉は双方共に終始穏やかな話し合いで進行し、私の要求である治療費全額補償、休業 9 日間の給与全額補償及び当暴行による慰謝料請求を申し入れたところ、会社側は特に異論を唱える事もなく持ち帰って検討の上、回答するとの事になりました。そして、交渉一週間後に回答が届き、治療費と休業補償の満額回答と慰謝料の上積み回答を勝ち取る事が出来て十分満足する結果となりました。

今回の一件で感じた事は、何歳になっても労働者として働く以上は会社側との何らかのトラブルは付きまとうものだという事と、これに迅速に対処し納得する解決を図るためには労働組合の力が必要になるという事を強く感じた次第です。

韓国MBC 5. 18光州事件40周年特集ドキュメンタリー

「名も残すことなく」

11月20日(金)19時、ユニオン事務所

第一部「私たちが光州だった」(46分)

「ヘリコプターからの銃撃を実際に目撃した」—光州で行われている全斗煥裁判において重要な論点である「光州事件ヘリコプター銃撃」を、実際に目撃した当時アメリカ平和部隊員が見つかった。「ヒンツペーター記者に情報を渡した重要人物に会う」—韓国民主化運動の情報を伝えた重要人物・ドイツ人のポール・シュナイス牧師を訪ね、当時の状況取材した。

第二部 「その後も長きに渡り」(48分)

光州事件最後の指名手配であった故ユン・ハンボン先生は、アメリカでの亡命生活の中でも、同胞社会に光州精神の種をまき続けた。その種が芽を出し、大きな木となった。

ドイツと日本の同胞も、光州事件が起きるやすぐに、光州の真実を伝えるため尽力した。全斗煥新軍部勢力が光州を封鎖し、孤立させようと躍起になったが、それもむなしくするほどの同胞たちの努力にスポットライトを当てた。

月額基本給16万円、年額基本給200万円ダウンの、 降格・減給で、11月2日団体交渉開催

今年4月17日、一方的に「給与改定通知」の書面を渡され、5月からの給与改定、6月の給与支給日から月額で16万円ダウンされてしまった。

武田テバファーマ(株)の営業の神戸支店エリアマネージャーの肩書のAさんは、納得できなかったので同意書にはサインをしなかった。何度も同意書の提出を求められたことから、思い切って管理職ユニオン・関西に相談に来たのです。

2013年以来、いくつかの製薬会社の統廃合の経過をたどり、2016年に武田製薬とイスラエルのテバファーマのジョイントベンチャー企業としてスタートした会社です。Aさんも以前からの製薬営業員から同条件で武田テバファーマに入社し、5年7か月が経過したのです。



武田製薬でのリストラとして希望退職募集、子会社への出向が行われているという話、武田テバファーマでの営業員の給与のばらつきを理由とする賃金の大幅ダウン攻撃と希望退職募集の取り組みが開始されています。こうした中での降格・減給と退職勧奨をセットにした攻撃と思われます。Aさんが合意書にサインしなかったこと、これが重要なことで闘いの武器になります。

11月12日18時30分からの団交は、堺筋本町から西の大阪国際ビルの17階の貸会議室でした。会社は人事部長、課長、営業統括部長の出席、わが方は、書記長の仲村とAさん、組合員のBさんでした。冒頭会社から武田テバファーマが出来るまでの説明があり、営業員の給与のバラツキがあること、今回の降格減給は、処分ではないこと、昇格する人降格する人があること、Aさんは減給されてから何も言わなかったことを述べられた。組合からは、Aさんに対する降格・減給は、就業規則のどの規定に基づいて行われているのか示してもらいたいとした。処分ではないと言いながら、就業規則の処分規定を示してしまうというデタラメなものであった。



組合から就業規則に降格減給があるのか、ルールを示すように主張した。併せてルールなき場合は、元に戻すことになること、人事内の内規があったとしても従業員に公表し、周知徹底していなければ効力がないことを主張し、会社には回答を迫った。会社は検討の上、11月13日までに書面で回答することを約束したので、団交を終えた。

(書記長 仲村)

【れいわ新選組山本太郎街宣 VS 南警察がストップ】



10月12日、心斎橋筋で山本太郎さんが街頭演説をやっていたかやろうとしていた。南警察署が大量に来て、通行の妨害をしていたということを組合員から聞きました。

何が問題になっているかという、街頭で自由に演説をしたり政策を訴えたりする場合、私は労働組合活動をやっていることから言いますと、労働者に向けられた不当なこととか、会社のやり方を駅頭や歩道で訴えたりする場合、届け出せずにやっています。そもそも憲法21条で表現の自由は認められています。憲法では、表現の自由を保障すると明確に書いてあります。集会・結社、言論・出版の表現の自由は、保障することと、検閲はしてはならない、通信の秘密は侵してはならないとある。

山本太郎さんが言っているのは、なぜ大阪の南警察が大量に動員をして演説を「やめろ」というのか、「法的根拠を言ってください」と何度も言っていました。山本さんは、憲法21条の表現の自由、もう一つは道路交通法、皆さんご存じのように建物、大きなビルとか建てるとき歩道にはみ出て塀を作ったり、安全のために柵を作ったりして道路とかにはみ出しているのがありますね。ああいうのは届け出なあかんという決まりがあるんです。それが道路交通法の77条、例えば祭りとか屋台を出すとか一時的にせよ道路を妨害することになるわけです。この場合、警察の許可をもらって一定の期間やることは、よくあることです。基本は何かというと、通行の妨害がない場合は、いちいちそんな許可をもらう必要がないと。私も長年労働組合の運動をやっていますが、普段経営者の悪質なこととか解雇とかパワハラとかいろいろありますが、団体交渉で進まない時、社会に訴えたり、いろいろ支援を求めたりする時に、街頭でチラシをまきながら演説をする、駅前でする、場合によっては社長の家の前でする。いろいろなことがあるわけです。基本は、通行妨害をしない、妨害をするような形でですね。歩く人々に対して、チラシを受け取らへんかったらしつこく迫ったりしてはいけませんし、そんなことはせずにやっています。道路交通法は、通行に妨害になる場合、届け出て許可を取ってくれというのが現実の問題としての対応であると思います。前提は、表現の活動は自由やということです。憲法21条で保障されているけども、度が過ぎたらあかんやろという内容やと思います。山本太郎さんが、大阪都構想ですね、これを反対ということを訴える演説をしましたけども、それを妨害してた南警察というのは、私は頼りないなあと思うんですけども、山本太郎が、どういう理由で止めろと言うてるのか「法的根拠」を示して下さいと言うてるんやけども、言わない。頼りないですね。例えば政党、自民党とか公明党などがやる場合、たぶん届け出て選挙の時、衆議院とか参議院選挙とか市会議員選挙とか、党首がきたりする場合、歩道も道路も確実に通行妨害してるんですよ。多くの人を動員してるんですよ。届け出てやってるんだらうと思うんです。まずは、届け出ずに表現の自由を行使して、違反にならないように通行妨害しないようにしてる限りにおいて、問題にはならない。その意味において、南警察署がやっていることは不当なもの、演説の内容を妨害するのか、山本太郎というのが気に食わんから妨害するのかわかりませんが、やっぱり大問題です。そういうことは許してはいけないと思いますので、皆さんも声を上げてほしい。表現の自由と言っても。中身のえぐいやつ、ヘイトグループとか、これは規制しなあかんと思いますが、基本は「表現の自由」を守る、道路の妨害にならないように気を付けてやっていけばいいと思います。労働組合としても大きな問題ですので、関心をもって不当な介入や街宣行動を「やめろ」と言わさんようにしていきたい

注) 憲法 21 条：表現の自由を保障する。道路交通法 77 条：「一般交通（歩行者も含みます）に著しい影響を及ぼすような行為をする者」は、「許可が必要」である

労働契約法 20 条 最高裁判決が相次ぐ 諸手当は認めるが、賞与・退職金は認めず

最高裁判所は 10 月 13 日大阪医科薬科大学事件とメトロコマース事件について、10 月 15 日郵政事件について、判決を言い渡した。

《大阪医科薬科大学事件》



この事件では主に、正職員に対しては賞与を支給しながら、アルバイト職員に対しては賞与無しとすることの不合理性と、正職員に対しては私傷病中の欠勤の賃金を一定保障しながら、アルバイト職員に対しては無給とすることの不合理性について争われた。高裁では、いずれも不合理であると認定し、一定の基準を下回る部分については不法行為に当たるとして大学側に損害賠償を命じた。しかし、最高裁は高裁判決を覆し、いずれも不合理とまでは言えないとし、労働者側の訴えを退けた。

《メトロコマース事件》

この事件では主に、正社員に対しては退職金制度を設けているのに対し、契約社員に対しては退職金制度がないことの不合理性について争われた。これについて高裁では不合理であると認定し会社側に損害賠償を命じたが、最高裁は高裁判決を覆し、不合理とまでは言えないとし、労働者側の訴えを退けた。

《郵政事件》

この事件では、主に夏季冬季休暇、病気休暇、年末年始手当、年始期間の勤務に対する祝日給、扶養手当、住宅手当について、正社員に対して付与しながら、契約社員に対して付与しないことの不合理性が争われた。最高裁はこれらの手当の相違について、いずれも不合理であると判断し、労働者側の訴えを認めた。その一方で、賞与支給の差異については不合理でないと判断した。

以上 3 つの判決で鮮明となったことは、諸手当の違いについてはある程度不合理性を認定するが、基本給、賞与、退職金の格差にかかる不合理性の認定には極めて後ろ向きであるという傾向である。

メトロコマース事件判決の補足意見に最高裁の本音が読み取れる。「退職金制度を持続的に運用していくためには、その原資を長期にわたって積み立てるなどして用意する必要があるから、退職金制度の在り方は、社会経済情勢や使用者の経営状況の動向にも左右されるものと言える。そうすると、退職金制度の構築に関し、これら諸般の事情を踏まえて行われる使用者の裁量判断を尊重する余地は、比較的大きいと解されよう。」

要は、裁判所としては、基本給や賞与、退職金など経営に重大な影響を与えることについては会社の裁量に委ね、諸手当など小手先で修正できることのみ介入することである。労働契約法 20 条ないしパート有期労働法 8 条の趣旨を軽視し、契約自由という考え方に偏重していると言わざるを得ない。

以上の通り、労契法 20 条を巡る最高裁判決は「一步前進二歩後退」である。もともと、判決の評価はこれくらいにとどめ、我々としては、最高裁判決の成果をいかに活かし、その限界をどうやって運動で突破していくのか、考えて行かなければならない。

(執行委員 大橋)

コロナ・ウイルス禍 歳末にリストラが急速に蔓延の恐れ!

副執行委員長 稲岡宣男

多くの産業がコロナ禍による経営不振に陥り、リストラや休業・廃業が相次いでいる。「年末・年始には、さらに雇用状況は一段と悪化すると予測されています」本年春の緊急事態宣言以降、消費行動が大きく変化し、消費は低迷している。それによって多くの企業の業績は大きく落ち込み、リストラが続出している。



現在、多くの上場企業が早期・希望退職者を募集している。去年は、業績が堅調なうちに人員構成を見直す「黒字リストラ」が相次いだが、今年はコロナ禍の影響による「赤字リストラ」である。

アパレル・繊維、電気機器、自動車など輸送機器、外食産業などの業種で多くの企業が消費低迷の影響で苦しんでいる。問題なのは、業績不振をいつ抜け出せるのか見通せないことである。来年前半も消費低迷で、業績の回復は見込めないと思える。この状況で、退職者への給与支払いを支援する雇用調整助成金の特例措置が 12 月末で終わります。政府は拡充の方針だが、その中身は未定。年末に向けてリストラが一気に加速する可能性がある。

さらに、年始には例年、上場企業は株主総会を開催する 6 月末迄マイナスイメージの動きを避ける傾向がある。しかし今年度は「みんなが業績の悪い年度内に徹底的にリストラをし、来年度を身軽になって迎えよう」となりかねない状況である。

自動車関係は、これからが人員削減の本番になりそうである。販売の中心であるヨーロッパやアジアで新型コロナの影響が長引き、需要が低迷したままでしょう。

2008 年からのリーマン・ショックでは、自動車工場などの非正規労働者が一斉に失職した。製造大企業が同じように今回も人員削減をすれば、次の雇用の“受け皿”がないから、リーマン・ショックより以上の深刻な事態になると思える。

リーマン・ショックは金融経済が悪化し、製造大企業へと波及した。いわゆる“川上産業”が打撃を受けたので、消費者に近い“川下産業”の雇用はかろうじてあった。今回はまず個人消費が減少し、川下産業がすでに大打撃を受けている。

現在のところ、倒産は新型コロナ・ウイルス対策の金融支援策によって、予測を下回るペースに抑制されている。しかし退職・廃業は予測を上回る勢いである。

国内の中小企業は約 350 万社中 30 万社超が廃業の危機にある。どう雇用や経営を支えるのか、雇用調整助成金の再延長と拡充の中身を早く示さないと、リストラが加速すると思われる。申請手続きも中小零細企業の負担とならないよう簡素化すべきである。

すでに失業した人が大量に出ている。昇給見送りやボーナスカットなどで、さらなる景気悪化も予想される。生活を支える給付金や、消費税の減税なども検討すべきである。

10・8 大阪地裁 不当判決！

関生支援の全国会議開催され、反弹圧運動の拡大を確認！

10月8日、関生弾圧の「大阪第2事件」の判決が大阪地裁201号法廷であった。この事件は、現場行動に参加しなかった西山執行委員他1名に対して、懲役2年6か月・執行猶予5年の不当判決であった。裁判官は、佐藤卓生、結城康介、新居拓馬である。

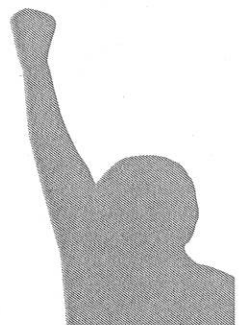
労働組合のストライキ行動は、いつどこでストライキを打つかは、要求や約束事の履行を求めて、相談して決めていくことである。それを裁判官は、「ストライキの事前共謀」として、労組法の刑事免責規定を完全に無視して有罪かつ執行猶予も最長としたのである。

この日は、朝8時から座り込み集会が開催され、全国からの参加もあり、不当判決が伝わると怒りの声となり、西山執行委員や担当弁護士からの報告を受ける抗議の集会となった。不当判決に対し、直ちに控訴された。

この日は、午後1時から「労働組合つぶしの大弾圧を許さない実行委員会」大阪・京都滋賀の呼びかけの「10・8反弹圧全国会議」が学働館に於いて開催された。全国各地で関生弾圧を許さない活動が続けている東京、愛知、兵庫、奈良、京都、滋賀、大阪の団体から50名を超える結集となった。呼びかけ団体を代表して全港湾大阪支部の小林さんから、不当判決を受けての今後の闘いについて各地の運動と情報の共有と、さらに運動を全国化していくための意見を求めたいとの開催主旨が述べられた。週刊実話の武委員長への誹謗中傷記事への損賠請求裁判を取り組んでいる東京実行委員会の方、判決は不当を越してファシズムの入口という東海の会の方、吉田生コンの解雇を許さない裁判を応援してきた奈良の会の方など各地からの活動の紹介が行われた。

共謀罪の先取りとしての関生弾圧、このことを広く市民にも広げる、反動判決を宣伝のデコに、国家的不当労働行為の宣伝、産別運動・関生運動を学ぶ各地・職場での学習会、憲法28条・21条と結ぶ宣伝活動、映画「棘」の上映など、各地で取り組んでいること、市民運動への理解の拡大など、これからの活動についての意見が出された。

今後の取り組みとして、保釈条件の緩和の署名、国賠訴訟、第2次の全国カンパ運動に向けて、今後の公判日程の伝達方法や情報共有のためのメーリングリスト作成が確認された。各地の反弹圧の会が一堂に会した中で、これからの全国運動の広がりが警察・検察・裁判所が一体となった弾圧を跳ね返すことになるとのまとめで、会議を終えた。



関生支援

権力側の起訴状の紹介Ⅱ

**憲法28条の労働三権、労働組合法の刑事免責を
ないがしろにした弾圧を許さない！**

大津地裁係属事件

■ フジタ事件（湖東協事件）

関生支部執行委員長武，同副執行委員長湯川，同執行委員西山，A，B，C，D，E，同組合員F，G，H，I，J，K，L，M，N，O，P，Q，R並びに関生支部の関係者である氏名不詳者らと関生支部と提携関係にある湖東協組（湖東生コン協同組合）の運営委員長S，同理事長T，同副理事長U，湖東協組の登録販売店である近江アサノコンクリート代表取締役V，同営業部長Wは，フジタ大阪支店が施工するチェリオコーポレーション滋賀工場倉庫棟増築工事に関し，同工事に使用する生コンの供給契約の担当者を脅迫し，フジタ大阪支店から生コンの調達に関して

委託を受けている藤田商事大阪支店と近江アサノコンクリートとの間で契約を締結させて、同社に財産上不法な利益を得させようと企て、共謀の上(ただし、D、E、N、O、P及びQは威力業務妨害の限度で共謀)、平成29年3月10日、大阪市北区の藤田商事大阪支店において、U及びWが、同支店支店長に対し、契約の締結を要求した上、それを拒んだ同人に対し、「大変なことになりますよ。」などと申し向け、同月21日及び同月22日、滋賀県のチェリオコーポレーション滋賀工場倉庫棟増築工事現場において、氏名不詳者らが、フジタ大阪支店の従業員で同現場所長に対し、「カラーコーンが道路使用許可なしで置かれている。」、「仮囲いが1センチメートルほど境界を越えている。」などと申し向けて軽微な不備に因縁を付け、その対応を余儀なくさせてその間業務を中断させる嫌がらせを繰り返し、同日、滋賀県内において、Wが、電話で、藤田商事大阪支店支店長に対し、嫌がらせを中止する条件として、契約の締結等を要求し、同月23日、同支店において、Uが、契約の締結を拒む支店長に対し、「滋賀だけでは済まないかもしれませんよ。」、「大阪でも何かあるかもしれませんよ。」などと申し向け、同月25日から同年7月3日までの間、前記工事現場において、C、F、G、H、I、J、K、L、R及び氏名不詳者らが、8回にわたり、フジタ大阪支店の従業員現場監督者らに対し、「ダンプカーの車検証のステッカーが見えない。」、「カーテンゲートを開けたときに敷地外に出る部分につき道路占有許可を取っているのか。」などと申し向けて軽微な不備に因縁を付けるほか、京都府内の新名神高速道路工事現場において、G、K及びMが、フジタ大阪支店の従業員現場監理技術者に対し、「柵や手前の水路に泥が堆積している。」、「建設業許可の看板が掲示されていない。」などと申し向けて軽微な不備に因縁を付け、その対応を余儀なくさせてその間業務を中断させる嫌がらせを繰り返し、大阪市のフジタ大阪支店前路上等において、西山、D、E、N、O、P、Q及び氏名不詳者らが、3回にわたり、通行人にに対し、「(株)フジタ(ダイワハウスグループ)施工の現場汚泥が道路に散乱している!」などとフジタ等の信用を害する内容のビラを頒布し、同年4月5日、京都府内において、Bが、当時チェリオコーポレーション滋賀工場倉庫棟増築工事現場に生コンを打設するためのポンプ車を供給していた△△に電話をかけ、同人に対し、同工事現場へのポンプ車の供給を止めるよう申し向け、同工事現場へのポンプ車の供給を中止させて、同工事の進行を妨害し、同月25日、大阪市の大和ハウス工業において、Aが、同社◇◇に対し、同社のグループ会社であるフジタがコンプライアンス違反をしている旨の内容のビラを示した上、「チェリオの件についてフジタから近江アサノに連絡するように伝えてほしい。そうすればビラをまかれなくてすむ。」などと申し向け、これら一連の行為により、契約の決定権を有するフジタ大阪支店支店長らに対し、契約を締結しなければ、今後も各工事現場における工事等を繰り返し妨害するとともに、フジタ等の信用に害を加える旨氣勢を示して脅迫したが、フジタ大阪支店長らが契約の締結に応じなかったため、その目的を遂げなかったものである。

注) 検察官の起訴状の大津地裁係争事件の「セキスイハイム事件」「日本建設事件」「東横イン電建事件」の紹介は、次号に回します。ご了解ください。

大阪労働学校アソシエ特別講座

「日本で産別運動は可能か」

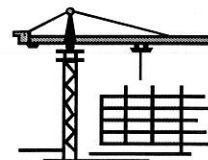
□アメリカ港湾の産別労働組合 (ILWU) について

報告 伊藤彰信さん (元全港湾中央本部委員長)

□パネルディスカッション

伊藤さん、ケアワーカーズユニオンから、関生支部からの予定

※管理職ユニオン・関西組合員は、参加費はユニオンからでます。ぜひ参加を!



パンフレットの紹介: A4版 60ページ

それでも 希望は 労働運動

第1章 — 労働運動を批判しようとするなら —

著者 ハ・ジョンガン (韓国労働教育院客員教授)

訳者 中村 猛 (日韓民主労働者連帯代表)

販売価格 組合で一部負担しますので、1冊 300円